

職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月17日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第2号

職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する条例施行規則（平成16年鳥取県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（給与の減額方法）</u> 第6条 <u>条例第3条の規定により減額して給与を支給する場合における修学部分休業の承認を受けて勤務しない時間については、当該給与の計算期間ごとに合計し、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。</u></p> <p>（雑則） 第7条 略</p>	<p>（雑則） 第6条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。